

品川区商店街ブランド開発支援事業助成金交付要綱

制定	平成 15 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 63 号
改正	平成 16 年 5 月 31 日	部長決定	要綱第 96 号
改正	平成 20 年 7 月 11 日	部長決定	要綱第 130 号
改正	平成 21 年 9 月 15 日	区長決定	要綱第 403 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日	部長決定	要綱第 254 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 184 号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の中小小売商業者等のグループが、商店街のブランド力向上を意図して新たに共同開発する制作物およびその周知等にかかる経費を補助することで、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱に基づく品川区商店街ブランド開発支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付を申請することができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号いずれかに当てはまる3者以上の中小小売商業者等のグループとする。

- (1) 区内商店街加盟店のみによって構成されたグループ。
 - (2) 区内商店街加盟店および品川区商店街振興組合連合会が発行する品川区共通商品券取扱店によって構成されたグループ。ただし、その代表者は区内商店街加盟店とする。
- 2 区長は、助成対象者が商店街のブランド力向上を目的として実施する事業に対し助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、前条第2項の事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げるもの(以下「助成対象経費」という。)とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める限度額と、助成対象経費(対象経費の合計額から事業の実施に伴う収入等を差し引いた額)に別表2に定める助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較し、いずれか低い額とする。

(助成期間)

第5条 区長は、助成事業の内容、態様等から必要があると認めるときは、同一ブランドに係る事業に対し通算3年を限度に助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 助成対象者が申請できる回数は、原則として1年度1回を上限とする。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 助成事業者は、区長が助成事業の遂行状況の報告を求めたときは、遂行状況報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第14条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第15条 区長は、第12条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整

理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業完了後の報告)

第19条 助成事業者は、区長が助成事業完了後の経営状況の報告を求めたときは、助成事業の完了した年度から5年間において、各会計年度の終了後から起算して30日以内に、助成事業に係る当該年度の経営状況について、経営状況報告書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(検査)

第20条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則4号)の規定を適用する。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

2 品川区新商品・新サービス開発グループ支援助成金交付要綱(平成8年4月4日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）
助成金の対象経費

区 分	摘 要
1. 共同で使用する制作物の試作品に係る経費	
新商品の制作に係る経費	
ノベルティ、手提げ袋の制作に係る経費	
包装紙、商品を入れるパッケージの制作費	
制作物に係る専門家への謝礼	
2. 制作物の周知経費	制作物の周知を図るために要する経費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
広告宣伝費に係るコピー代	
使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
3. 会場設営等の経費	制作物の周知イベントを実施した場合の会場設営、運営等に要する経費
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	物品の保管目的は除く
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
4. 景品の経費	周知イベント等にて抽選会等を実施した場合の景品の購入に要する経費
	(1)景品の等級、本数及び品名等をチラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2)実際に配付した景品の等級、本数及び品名等を確認できる書類（景品管理簿等）を作成し提出 (3)景品単価1万円以下の部分 (4)総額90万円以下の部分
5. 記念品の経費	周知イベント等の来場者に配布する記念品の購入に要する経費
	(1)チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量及び品名をあらかじめ周知 (2)実際に配付した記念品の数量及び品名を確認できる書類（記念品管理簿等）を作成し提出
6. 出演料の経費	周知イベント等にて大道芸やコンサートを実施した場合の出演料
	1件当たり1日100万円以下の部分

7. その他諸経費	事業の実施に要する諸経費
賠償責任保険料、傷害保険料等（保険期間を表示）	準備及び撤去期間（イベント前後1日間）を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	時間給 1,200 円以下の部分
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	
事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
写真現像代	総額 1 万円以下の部分
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*100 万円以上の経費については、3 社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

別表 2（第 4 条関係）

助成金の額		
	1. 助成対象者が商店街加盟店のみで構成される場合	2. 助成対象者に、商店街加盟店ではない区内共通商品券取扱店が含まれている場合
限度額	66 万 6 千円	50 万円
助成率	2/3	1/2

品 川 区 長 あて

団体名

代表者
役職名・氏名

住 所

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 事業内容 別紙「事業計画書」のとおり
- 4 担当者 (1) 氏名
(2) 連絡先
電話番号 :
FAX番号 :
メールアドレス :

事業計画書

1 事業者

<small>(ふりがな)</small> 店舗の名称			
業 種			
<small>(ふりがな)</small> 氏名（代表者）			
所 在 地		〒	
		〔店舗が所在する商店街名： 〕	
TEL		FAX	
<small>(ふりがな)</small> 店舗の名称		当てはまるものに○ 商店街加盟店・商品券取扱店	
業 種			
<small>(ふりがな)</small> 氏 名			
所 在 地		〒	
		〔店舗が所在する商店街名： 〕	
TEL		FAX	
<small>(ふりがな)</small> 店舗の名称		当てはまるものに○ 商店街加盟店・商品券取扱店	
業 種			
<small>(ふりがな)</small> 氏 名			
所 在 地		〒	
		〔店舗が所在する商店街名： 〕	
TEL		FAX	
<small>(ふりがな)</small> 店舗の名称		当てはまるものに○ 商店街加盟店・商品券取扱店	
業 種			
<small>(ふりがな)</small> 氏 名			
所 在 地		〒	
		〔店舗が所在する商店街名： 〕	
TEL		FAX	

*グループの代表者を、最上段に記載すること。また、記載欄が足りない場合は複写のうえ記載すること。

2 事業計画

事業名	
事業の目的	
事業の目標	
事業の具体的な内容	
期待される効果	
実施スケジュール	
実施体制（法に基づく許認可の状況、商店街等との調整・連携状況）	

3 予算書（助成対象者が商店街加盟店のみで構成される場合）

団体名	
-----	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金交付申請額 C (=B×助成率 2/3)	団体負担額 D (=A-C)

「助成金交付申請額 C」

- ※ 算出した額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※ 算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額 D の内訳				

3 予算書（助成対象者に、商店街加盟店ではない区内共通商品券取扱店が含まれている場合）

団体名	
-----	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金交付申請額 C (=B×助成率 1/2)	団体負担額 D (=A-C)

「助成金交付申請額 C」

- ※ 算出した額に 1 千円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※ 算出した額が限度額を超過した場合、限度額が助成金交付申請額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額 D の内訳				

団体名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記とおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 交付決定額 円

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

役職名・氏名

住 所

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容（*中止）
したいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金

2 事業名

3 変更（*中止）の理由

4 変更の内容

(1) 助成事業の内容

事業名	現 行	変 更 後

(2) 交付決定額

(単位：円)

事業名	助成事業に 要する経費		助成対象 経 費		助 成 金 交 付 決 定 額	
	現 行	変更後	現 行	変更後	現 行	変更後

※現行には交付決定時の額を記入のこと

第4号様式（第8条関係）

文書番号
年月日

団体名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

変更等承認決定通知書

年月日付 文書番号 で申請があった助成事業の内容（*中止）について、下記のとおり承認します。

記

- 1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 承認内容
- 4 付帯条件

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

役職名・氏名

住 所

遂行状況報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 交付状況

事業名	助成金交付決定	
	交付決定年月日	交付決定額

2. 事業の遂行状況

--

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

役職名・氏名

住 所

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業が完了したので、
下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金

2 事業名

3 実施事業の報告 別紙「実績報告書」のとおり

4 担当者 (1) 氏 名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

1 事業実施内容

<p>(1)事業者名 〔氏名〕 〔住所〕 ※グループの代表者のみ記載</p>
<p>(2)事業名</p>
<p>(3)事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>(4)事業の具体的な内容</p>
<p>(5)事業実施後の効果</p>
<p>(6)事業の成果物の概要</p>

2 決算書（助成対象者が商店街加盟店のみで構成される場合）

団体名	
-----	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金確定額 C (=B×助成率 2/3)	商店街負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

- ※ 算出した額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※ 算出した額が交付決定額を超過した場合、交付決定額が助成金確定額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額 D の内訳				

2 決算書（助成対象者に、商店街加盟店ではない区内共通商品券取扱店が含まれている場合）

団体名	
-----	--

(単位：円)

経費名称	数量	単価	金額	金額		備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						
			総事業費計 A	対象経費計 B		

助成対象経費 B	助成金確定額 C (=B×助成率 1/2)	商店街負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

- ※ 算出した額に 1 千円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります。
- ※ 算出した額が交付決定額を超過した場合、交付決定額が助成金確定額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額 D の内訳				

団体名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年月日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記とおり助成金の額を確定したので通知します。

記

- 1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金
- 2 事業名
- 3 助成金確定額
 - (1) 交付決定額 円
 - (2) 確定額 円

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

役職名・氏名

印

住 所

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種別 商店街ブランド開発支援事業助成金

2 事業名

3 請求額 円

品川区長 へ

団体名

代表者

役職名・氏名

住 所

経営状況報告書（ 年度分）

年度品川区商店街ブランド開発支援事業により実施した事業について、年度の経営状況を下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の概要

(1) 交付確定年月日 年 月 日 文書番号

(2) 助成金交付金額 円

(3) 事業名

(4) 事業内容

2 来店者の状況

1ヶ月平均の来店者数		増 減	前年対比 (%)
今年度	前年度		
人	人		

3 ○年度の経営状況

年間売上額		増 減	前年対比 (%)
今年度	前年度		
円	円	円	

4 助成事業終了後の取組みについて

--